

平成26年度 社会福祉法人府中市社会福祉協議会
事業計画

基本方針

府中市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として「みんながささえあう福祉のまちづくり」の実現のために、地域住民や諸団体の参加と協力、協働による多様な福祉活動及び福祉サービスの一層の向上を図ることが大きな役割となっています。

本年度は、第2次地域福祉活動計画「ふちゅう大好き！ささえあいプラン」の計画期間の最終年度になりますので、やり残しがないよう引き続き全力で当該計画を推進します。また、当協議会の大きな課題となっている会員組織及び地域福祉活動の拡大については、新福祉協力員会の設置とその活動の中で、解決してまいります。

会員及び市民の信頼・期待に応えられるよう地域に開かれた組織として、住民参加のための支援を徹底し、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、すべての役職員は、関係法令、規範、倫理を遵守するとともに、福祉サービスの利用者に対しては、親切、丁寧、分かりやすい説明に努めてまいります。また、情報公開や説明責任を積極的に果たすとともに、福祉サービスの提供においては、より高度な専門性に裏付けられた業務の遂行と事業評価を適切に行い効果的、効率的かつ安定した経営を行ってまいります。

平成26年度の事務事業の推進にあたっては、府中市をはじめ府中市自治会連合会、府中市民生委員児童委員協議会などの各種機関、団体とより一層連携を深め、地域福祉が着実に前進するよう以下を基本方針の柱として取組んでまいります。

1 緊急財政改善3ヶ年計画の推進

平成19年度から平成24年度まで府中市からの人件費及び事業費補助金の減額があり、その後も事業費補助金の減額が継続されており、その不足分を補てんするため自主財源が減少するなど当協議会の財政運営は非常に厳しい状況にあります。平成24年度から平成26年度までの3ヶ年を計画期間とする緊急財政改善3ヶ年計画の最終年度となりますので、3ヶ年の削減目標額6,000万円を達成するとともに、引き続き全力で財政の健全化を進めます。

2 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法が平成22年7月に改正され、当協議会にも、平成27年4月からは3人の障害者の雇用が義務付けられたことから、職員による障害者雇用促進研究会の検討結果を踏まえ、法令に定められた人数の障害者雇用の促進します。

3 会員の拡大策及び会員特典付与の検討

当協議会の会員は、定款第18条第1項で「この法人に会員を置く。」と規定されています。これに基づき会員規程を定め、会員の募集及び会費の徴収を行っておりますが、さらなる会員の拡大策などを検討するため、平成25年度に設置した職員による「会員制度検討会議」の設置を継続させ、会員特典の付与など会員増及び会費の収入増につながる実効性のある方策を検討します。

4 新たな生活困窮者支援制度の調査研究

平成25年12月6日に生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月1日から施行されます。この法律は、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援事業等を実施するなど、生活困窮者支援を目的とするものです。事業の実施主体は市区町村になりますが、他の事業者への委託も可能となっておりますので、府中市から当協議会への委託を想定して制度の調査研究を進めます。

5 第3次地域福祉活動計画の策定

第2次地域福祉活動計画「ふちゅう大好き！ささえあいプラン」の計画期間が平成26年度で終了することから、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする第3次地域福祉活動計画を策定するため、市民参加の地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。この計画は、平成27年度からの実施をめざし策定を進めている府中市福祉計画（地域福祉計画）とも整合性をとりながら策定します。

6 第2次地域福祉活動計画「ふちゅう大好き！ささえあいプラン」の推進

当協議会が、府中市（行政）、市内の事業者、関連団体及び地域住民などと協働して地域福祉の実現を目指した第2次地域福祉活動計画の最終年度になりますので、まちづくり推進委員会による中間評価報告書（平成25年3月）に基づき、評価点の低い計画や改善・工夫を求められた計画については、引き続き全力で当該計画を推進します。

7 福祉活動推進事業

当協議会では、地域での見守り、ささえあい活動を進めるため、福祉活動推進地区を設置していますが、多様化し複雑化する社会的孤立等の福祉課題にきめ細かく対応していくためには、住民や地域に係わるさまざまな団体等が参加する基盤組織の設置が求められています。こうしたことから、東京都社会福祉協議会が進める「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」を受託し、地域福祉コーディネーターと連携した基盤組織の設置に取り組みます。

8 福祉人材の育成

制度の狭間や支援につながりにくい福祉課題や生活課題を解決するため、地域福祉コーディネーターを各福祉エリアに設置し、住民主体の地域づくりを進めます。また、居場所づくり、地域交流の一環として、ふれあいきいきサロンなどの設置を進めるとともに、市民が地域で安心して暮らし続けられるように、地域福祉コーディネーターと一緒に地域福祉課題・生活課題を市民自らの力で解決できるよう、市民を対象とした「地域福祉リーダー養成研修」を実施し、福祉人材を育成します。

9 「新福祉協力員会」の推進

地域の福祉力を高めるため、新たな福祉活動推進地区の設置や福祉協力員の増員を図るとともに、「新福祉協力員会」として全市的な福祉協力員の組織化を進めます。

10 在宅福祉助け合い（有償在宅福祉サービス）事業の充実

介護保険制度では補えない生活援助サービスなどの充実がより一層求められていることから、高齢者や障害のある方を対象に市民の協力による相互扶助の精神に基づく、

会員性の住民参加型在宅福祉サービスの充実に努めます。

11 生活福祉資金貸付制度等の実施

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金の貸付けを行います。また、失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援する総合支援資金の貸付けを行うなど、東京都社会福祉協議会等と連携し対象者の支援に努めるとともに、東日本大震災により被災された低所得世帯の方々に、当面の生活に必要な費用を貸付けるなど、当市での生活を支援します。

12 権利擁護センターふちゅうの充実強化

認知症や知的、精神に障害があるなど判断能力が充分でない方や、年を重ねることで生活に不安のある方が、安心して住みなれた地域で生活を送ることができるように、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等や市民後見人養成事業の充実強化に努めます。また、入院の手続きや入院時の身のまわりの手伝いなどを行う「あんしん支援事業」を実施するとともに、「老い支度カレッジ（仮称）」を開催し、認知症に対する理解を広めます。

13 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター、府中市立心身障害者福祉センターの3施設において、指定管理者制度に基づく管理運営事業の指定期間が、残すところ2年間となっていることから、平成28年度からの再指定に向けて対策を検討するとともに、引き続き利用者に対するサービスの向上とコストの削減を進めます。また、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンターにおいて、介護保険事業における利用料金制度が導入されたことから、介護保険事業経営の安定化に努めます。

14 府中市社会福祉協議会「は～もにい」の運営

障害のある方の社会参加と自立を支援するため、市民との交流の場及び就業訓練の場として事業を継続発展させ、障害者福祉の啓発を図ります。

15 介護保険等事業の実施

各種法令等を遵守した事業を行うとともに、採算性やサービス提供状況を把握し、適切な判断に基づき効果的・効率的に事業を進めます。また、介護保険法や障害者総合支援法の適用外のサービスとなる「さわやかサービス事業」を実施します。

I 社会福祉事業

1 地域福祉活動推進事業

(1) 法人運営事業

ア 組織運営事業

(ア) 役員会等活動

当協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連のある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

- a 理事会
法人の運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。
- b 評議員会
法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。
- c 監査
理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。
- d 第三者委員
苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。
- e 情報公開審査会
文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。
- f 個人情報保護審査会
個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。
- g 広報編集委員会
広報紙「ふちゅうの福祉」の企画、編集等を行う。
- h 表彰審査会
表彰規程に基づき、市民表彰・会員表彰・役職員等表彰の被表彰候補者を審査する。
- i まちづくり推進委員会
ふちゅう大好き！ささえあいプラン 第2次地域福祉活動計画推進のための協議等を行う。
- j 府中ボランティアセンター運営委員会
ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るための検討を行う。
- k は～もにい運営委員会
は～もにいの運営方針及び事業に関して検討する。
- l 権利擁護センターふちゅう運営委員会
権利擁護センター事業の運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行う。
- m 権利擁護センターふちゅう事例検討会
成年後見制度等の支援に係わる事例及び制度活用に関する仕組み等を検討する。
- n 法人後見受任検討委員会
法人後見に関する基準や仕組み及び法人後見受任を検討する。
- o 府中市市民後見人推薦委員会
権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について、市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。
- p 心身障害者福祉センター運営委員会

心身障害者福祉センターの管理運営及び事業計画等に関して当協議会に意見具申等を行う。

(イ) 法人運営

a 緊急財政改善3ヶ年計画の推進

緊急財政改善3ヶ年計画の最終年度となりますので、引き続き全力で財政の健全化に努める。

b 情報公開

運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。

c 苦情解決

提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努める。

d ふれあい募金箱を市内の文化センターや店舗等に増設し、自主財源の確保に努める。

e 市内の小中学校・自治会等と連携し、ペットボトルキャップ(エコキャップ)の資源リサイクルを行い、収益の確保に努める。

(ウ) 事務局機能

a 法令に定められた障害者雇用を進める。

b 地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源(情報、人、関係機関、場所など)をつなぎ、地域での生活を支えるための人材として、地域福祉コーディネーターの必要性が求められていることから、各福祉エリアに設置し住民主体の地域づくりを進める。

c 質の高いサービス提供に向けて、東京都社会福祉協議会や関係機関が実施する研修会等に参加するとともに、内部研修を実施し、職員の基本的・専門的能力の向上に努める。

(エ) 会員管理

会員の拡大策及び会員特典付与について、引き続き職員による会員制度検討会議で実効性のある方策を検討し、会員の増加と会費の増収に努める。

(オ) 表彰関係

表彰規程に基づき、賞状を授与する。

イ 調査・研究・企画・広報事業

(ア) 調査・研究活動

a 効率的な組織や事業経営を行うため、各種委員会等を開催するなど調査研究等を行う。

b 平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されるのに伴い、府中市から当協議会への委託を想定して制度の調査研究を進める。

c ふちゅう大好き! ささえあいプラン 第2次地域福祉活動計画が最終年度となることから、引き続き全力で当該計画を推進するとともに、市民参加による地域福祉活動計画策定委員会により第3次地域福祉活動計画(平成27年度から平成32年度まで)を策定する。

- d 平成28年度からの指定管理者制度に基づく管理運営事業の再指定に向けて対策を検討する。

(イ) 広報発行

- a 当協議会の活動が市民の方々に理解されるよう広報紙「ふちゅうの福祉」を隔月に発行する。
- b 「ふちゅうの福祉」及び「ボランティアセンターニュース」(全戸配布)に有料広告を掲載する。

(ウ) 普及宣伝

- a 当協議会のしおり、パンフレット等を作成し配布する。また、各種行事を通して、PRに努める。
- b 府中市及び報道機関の協力を得て、地域福祉への関心を高めるとともに、市民の福祉への参加意欲の啓発に努める。
- c ホームページによる福祉関係情報の提供を行なう。

ウ 連絡・調整事業

(ア) 施設団体等連絡調整

- a 地域社会の福祉向上のため、各関係機関・団体、施設、NPO法人等との交流を深め、ネットワークづくりを推進する。
- b 府中市居宅介護支援事業者連絡会の事務局として運営に協力する。
- c 招待事業等の調整
他団体からの招待事業について、福祉関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。
- d 後援・協賛
福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。

エ 基金運営事業

(ア) 基金運営

効率的・効果的な基金運用を図る。

(2) 地域福祉事業

ア 地域福祉事業

(ア) 福祉まつり事業

市民に広く地域福祉への参加を呼びかけ、理解を深める機会を設けるとともに、福祉団体・施設等の活動PRを行うことにより団体等の交流を図る。

(イ) ふれあい福祉センター事業

市民が気軽に何でも相談できる福祉相談窓口を設置し、専門機関との連携により、電話相談・訪問相談等を行うとともに、情報を収集及び提供する。

(ウ) 小地域ネットワーク事業

自治会等と連携し、福祉課題の発見や課題解決を行うとともに、地域での「見守り、ささえあい」活動を推進するため、地域の世話人による連絡会の開催及び

住民や関係者との懇談会を開催する。

(エ) まちづくり推進委員会

ふちゅう大好き！ささえあいプラン 第2次地域福祉活動計画推進のための協議等を行う。

(オ) 火災見舞事業

火災等の災害を受けた被災者又はその遺族に対して被災状況に応じ、見舞金、弔慰金を贈る。

(カ) 緊急援護事業

事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する。

(キ) 福祉活動推進事業

自治会等との協働により、福祉活動推進地区を増設し、福祉協力員の増員を図る。また、「新福祉協力員会」を設置し、全市的に福祉協力員の組織化を進めるとともに、住民や地域に係わるさまざまな団体等が参加する基盤組織の設置を推進するため、東京都社会福祉協議会が進める「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」を受託し、地域福祉コーディネーターと連携した基盤組織の設置に取り組む。

(ク) ふれあいいきいきサロン

住民主体の地域づくり（見守り、ささえあい活動、居場所づくり、地域交流）の一環として、サロン活動など地域活動の普及及び設置を進めるための立ち上げ支援を行う。

(ケ) 福祉人材育成事業

市民が地域で安心して暮らし続けることができるように、地域の福祉課題・生活課題を市民自らの力で解決できるよう、市民を対象とした地域福祉リーダー養成研修を実施する。また、研修修了者を対象に継続的にフォローアップ研修を実施し、地域の福祉課題・生活課題解決のための仕組みを作るよう働きかける。

（府中市保健福祉人材育成センター）

イ 児童福祉事業

(ア) 保育園園外行事助成事業

私立保育園児の園外行事助成事業として、芋畑を借り上げ、自然に親しむ機会を提供する。

（一人親家庭休養事業）

ウ 高齢者福祉事業

(ア) おはようふれあい事業

70歳以上の病弱な一人暮らしの方に、乳酸飲料を届けながら声かけを行い、安否を確認する。

(イ) 一人暮らし高齢者交流事業

70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、福祉協力員及びボランティア等を介

し、交流の輪を広げ、日頃の悩み事や孤独感の解消、地域での結びつきを深めるとともに、関係機関と連携し、防犯・防災・健康づくり等について理解を深めていただくために実施する。

(ミニ会食会事業)

(ウ) 敬老マッサージ事業

敬老週間行事として、府中市はり灸マッサージ師会、大國魂神社及びボランティアの協力により、75歳以上の方にマッサージの無料サービスをする。

エ 心身障害者福祉事業

(ア) 配食サービス事業

福祉施設等に在籍している一人暮らしの心身に障害のある方又は心身に障害のある方のみの世帯で、公的な食事サービス等の利用ができない方に、ボランティアにより配食サービスをする。

オ 在宅福祉サービス事業

(ア) ハンディキャブ貸出事業

高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ(車いす専用輸送車)の貸出しをする。

(イ) 福祉有償運送事業

高齢者や身体に障害のある方で車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。

(ウ) 車いす等貸出事業

身体に障害のある方や自治会等が福祉増進及び啓発のための行事等に使用する場合、無料で車いすの貸出しをする。また、自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸出しをする。

(3) 在宅福祉助け合い(有償在宅福祉サービス)等事業

ア 助け合い事業

高齢者や心身に障害のある方などが自立した生活を送れるよう住民参加型による相互扶助(利用会員、協力会員)の精神を生かした生活援助及び介護支援サービス等を行う。

(ア) 生活援助・介護支援・家庭支援サービス等事業

市民及び利用会員を対象に高齢者等の在宅福祉に関する生活、健康相談事業(一般相談事業、訪問相談)を実施するとともに、軽易な介護を必要とする利用会員を対象に協力会員が生活援助サービス(掃除・洗濯・買い物・食事づくり等)をする。また、常に介護を必要とする利用会員を対象に協力会員が介護支援サービス(食事・移動介助等)をする。

(イ) 食事サービス事業

利用会員を対象に業者による昼夜の食事サービスを毎日行う。

(ウ) 生きがいづくり事業

利用会員を対象に協力会員が生きがいづくり事業(料理くらぶ等)を実施する。

(エ) 市民啓発・普及宣伝等事業

利用会員及び協力会員等へ広報紙等により情報を提供する。

(オ) 養成・基礎・研修事業

協力会員の技能向上を図るため基礎研修やレベルアップ研修等を実施する。

イ 認知症見守り等支援事業（市受託事業）

認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方（在宅福祉助け合い事業の利用会員）に、在宅生活の安定及び向上並びに介護している家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、対象者の見守り、話し相手及び散歩の付添を行う。

ウ 民間賃貸住宅あつ旋・居住保証事業

(ア) 民間賃貸住宅あつ旋事業

住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部の協力により民間の賃貸住宅をあつ旋する。

(イ) 居住保証事業

住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借契約に係わる保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。

(4) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため、府中ボランティアセンターを運営する。

ア 市民啓発推進事業

(ア) ボランティアセンターニュースの発行

ボランティアセンターの普及宣伝とボランティア活動に対する理解を深めるため、ボランティアセンターニュースの発行を行う。

(イ) 普及宣伝

ボランティア活動に関する普及宣伝を行う。

(ウ) 夢バンク人材活性化事業

団塊世代を中心としたさまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、それらを活用したい市内の施設や団体・企業等を結びつける「夢バンク」を推進する。

a 相談支援事業

ボランティア活動をしたい方と必要とする方、及びNPO団体等の市民活動団体等の市民活動団体や企業等からの相談を受け、助言、援助、連絡調整等を行う。

b 交流事業

地域における市民の自主的な活動を促進するため、市民同士が交流を深めるための懇親会やボランティアグループ等の活動紹介を行い、地域で活動を始めきっかけづくりとする。

c ボランティアへの活動支援

登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう受給調整等の支援を行う。

d ボランティア団体等への活動支援

ボランティア団体、NPO団体及び市民活動団体等に対し、ボランティア活動に関する情報の提供や活動助成等の支援を行う。

イ 養成研修事業

(ア) ボランティア講座の開催

新たにボランティアを始めたい方のための各種入門講座やボランティア経験のある方やボランティア活動を継続的に行っている方などを対象にボランティアリーダー研修や朗読ボランティア研修会などの専門講座を開催する。

(イ) ボランティア体験の開催

小学生と保護者・中学生・高校生・大学生等や市民を対象に夏のボランティア体験、一日ボランティア体験を開催するなど体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。

(ウ) 福祉教育の推進

a 福祉教育を推進するために、市内の小学校・中学校・高校を対象に「児童生徒のボランティア活動普及事業協力校」の指定をし、活動の助成をするとともに学校との連携のもとに連絡会や活動紹介展を開催する。

b 小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図るための講座等を開催する。

c 出張ボランティア教室を実施し、学校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援する。

(エ) 災害支援ボランティア（防災ボランティア）の推進

各関係機関と連携し、研修や訓練を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。

ウ 組織化事業

(ア) ボランティアセンター運営委員会の設置

ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るための検討を行う。

(イ) ボランティア連絡会の開催

各ボランティア団体のリーダーが参加し、情報交換や交流を通して、各団体間の連携を深めるための連絡会を開催する。

エ 活動基盤事業

(ア) 活動の場の提供及び機材の貸出し

ボランティア団体等の活動を支援するため、ボランティア活動室の提供及び印刷機等の貸出しをする。

(イ) ボランティア保険の加入

ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険、行事保険の加入手続きをする。

(ウ) 使用済み切手の収集

市民や企業等から収集した使用済み切手をボランティアにより整理し、地域活動や福祉施設の支援等に活用する。

(5) 助成事業

ア 諸団体助成事業

(ア) 福祉団体等助成事業

市内の青少年・高齢者・障害者・その他諸団体等に活動運営費の一部を助成する。

(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東社協受託事業）

低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸付けと必要な相談支援を行う。

ア 福祉資金

生業・出産・療養等の具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。

イ 教育支援資金

学校教育法に規定する高校、専門学校、大学等の授業料や入学する際に必要な入学金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。

ウ 緊急小口資金

緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付けを行う。

エ 総合支援資金

収入の減少や失業等により、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費等の貸付けを行う。

オ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。

(7) その他の市受託事業

ア 身体障害者福祉電話使用料助成事業

18歳以上の身体に障害のある方等に、電話の基本料金と月60通話分の使用料を助成する。

イ 府中市住宅支援給付事業

離職により住居を喪失又はそのおそれのある方に、住宅支援給付を支給するとともに、就労機会の確保に向けて支援する。

(8) 福祉サービス利用援助事業（東社協受託事業）

ア 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方

及び老後に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行う。

(9) 福祉サービス利用者総合支援事業

ア 府中市福祉サービス利用者総合支援事業（市受託事業）

(ア) 福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。

(イ) 高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業を実施する。

(ウ) 弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応（調整）を行う。

(エ) 成年後見制度の利用相談を行う。

(オ) 講演会等の主催や各団体・機関が主催する学習会等への職員派遣を通して成年後見制度の普及啓発に努める。

イ 成年後見推進機関事業（市受託事業）

(ア) 成年後見人養成事業

認知症高齢者や知的に障害のある方、精神に障害のある方等が、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合に、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援し、成年後見人の活動を行う人材を育成する。

ウ 権利擁護センターふちゅう運営委員会

権利擁護センターふちゅうの運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行う。

エ 権利擁護センターふちゅう事例検討会

成年後見制度等の支援に係る事例及び制度活用に関する仕組み等を検討する。

オ 市民後見人推薦委員会

権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。

カ 成年後見制度講演会

権利擁護センターふちゅうの普及啓発活動の総論・入門編として、元気なうちに自ら備えておく必要があるさまざまな取組を中心に、講演会を実施する。

キ 成年後見制度入門講座

成年後見制度講演会での総論を踏まえ、さらにより広く周知し、深くご理解いただくため、質疑を介した補足説明の場の提供により双方向性を重視した、少人数を対象とする成年後見制度入門講座を実施する。

ク 出前講座

成年後見制度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等の依頼により出前講座を行う。

ケ 後見人等連絡会

後見人等に支えられて生活している市民が、住み慣れた地域で安心して生活でき

るようにするため、地域の社会資源のネットワーク構築、後見人同士の情報交換と懇談の機会を提供する。

コ 成年後見申立て支援

成年後見制度の利用促進のため、申立て書類の作成、申立て同行等の申立てに関する支援を実施する。

サ 法人後見・法人後見監督

(ア) 法人として成年後見人等を受任することがふさわしいと判断される場合は、受任する。

(イ) 市民後見人が選任された場合、市民後見人の支援を目的に後見監督人を受任する。

(ウ) 法人後見受任検討委員会を運営する。

シ 独自事業

(ア) 権利擁護基金による助成事業

公的な支援を受けられない市民に対して、成年後見制度申立て費用、後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。また、市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。

(イ) あんしん支援事業

判断能力があり一定の資力基準を満たした方を対象に、入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。

(ウ) 成年後見人地域支援事業

成年後見人が地域生活を継続するため、成年後見人と当協議会が契約している地域福祉権利擁護事業の支援に困難が生じた場合、東京都社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業契約締結審査会及び権利擁護センターふちゅう事例検討会の意見をもとに当協議会が成年後見人と契約し、福祉サービスの利用支援及び日常的な金銭管理サービスを行う。

(10) 地域包括支援センター推進事業

ア 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 認知症対策事業

a 認知症タウンミーティング

認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、認知症そのものの理解を深める活動を通して、市民の地域での見守りの意識向上を図る。

b 未来ノート・出前講座

府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」を普及啓発するため、市民参加による未来ノート普及啓発隊を養成するとともに、老い支度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等への出張講座を行う。

c 介護者の会の活動支援

認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、介護者や応援ボランティアの拡充を図るとともに、市民意識を高めるための介護者の会の活動を支援する。

d 住宅改修研修

高齢者向け住宅の増改築に関する相談助言及び地域包括支援センター等の住宅改修担当職員と住宅改修事業者を対象とした研修を行う。

e 支援センターシステムの管理

府中市と市内11地域包括支援センターを結ぶシステムの円滑な運用に資するための管理を行う。

f 生活後退者支援事業

府中市と市内11地域包括支援センターとの緊密な連携により対象者の把握及び調査を実施し、生活後退者の支援を行う。

g 老い支度カレッジ

認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、成年後見制度、遺言や葬式事情等の普及啓発の機会として、老い支度カレッジを開催する。

2 心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を助長する事業を実施する。

(1) 指定管理事業

ア 管理運営事業

福祉センターの施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

イ 児童発達支援事業

発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、児童発達支援事業（障害児のデイサービス）により早期療育及び保護者支援を行うことで、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成や子育ての支援に努める。

ウ 子ども発達支援事業

発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、乳幼児発達相談・早期療育を行うとともに、保育所等訪問事業や関係機関研修を通して、地域での発達支援に努める。また、相談支援事業（指定障害児相談支援事業）等を実施し、幼児期の発達と子育てを支援する。

エ 生活介護事業

身体及び知的に障害のある方を対象に、通所による集団活動や社会生活の場を提供することにより、個々の地域での生活がより充実したものとなるよう支援する。

オ 機能訓練事業

障害のある方に対し、「家庭」「地域生活」の中で自立し、自信を持って暮らしていけるよう地域リハビリテーションを行う。また、地域リハビリテーションの中心として、麻痺の回復や機能の向上以上に、身体の持つ能力を上手に使うこと、工夫

して可能になること等、幅広く「できること」を広げていくよう支援する。

カ 訪問支援事業

身体的・社会的に障害が重く通所施設の日中活動サービス等を受けることのできない障害のある方に対し、自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供することで自立の促進、生活の質の向上等を図れるよう支援する。

キ 障害者地域生活支援事業

障害のある方やその家族を支援するため、相談支援事業(指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業)、地域活動支援センターⅠ型事業(講座・講習会)、緊急一時入所事業、障害者就労支援事業を実施し地域の障害者(児)及び家族の地域生活を総合的に支援する。

ク 緊急一時入所事業

障害のある方が居宅で介護を受けることができないとき、一時的に保護を行うことにより、障害のある方やその家族の地域生活を支援する。

ケ 施設等の貸出し事業

会議室、多目的室、浴室、プール(屋外)、印刷機、車いす、図書の貸出しを行う。

コ 給食事業

機能訓練事業、生活介護事業、子ども発達支援センター「あゆの子」通所者(児)を対象に、障害状況に応じた給食を提供する。

サ 送迎循環バス運行事業

施設利用者の交通手段の利便を図るため、送迎循環バスを運行する。

シ その他の事業

運動会及びセンターまつりを開催するとともに、ともだち等の情報紙を発行し、情報の提供及びPRに努める。また、防災・応急救護訓練の実施や歯科検診・腸内細菌検査を実施する。

(2) 就労支援事業(市受託事業)

障害のある方の職業生活を支える支援のほか、就労面における可能性、適正を見極め、福祉施設などから就労を希望する障害のある方の掘り起こしを行い、施設経営者、職員、家族、利用者本人に対して、一般就労に対する意識づけ、意識改革などの専門的支援を担う。また、企業に対する障害者雇用へのアプローチ、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・指導を行う。

3 しみずがおかサービスセンター管理運営事業

府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター指定管理事業(施設管理業務・通所介護事業等)、居宅介護支援事業、地域包括支援センターしみずがおかの運営及び介護予防推進事業等を行う。また、当協議会地域福祉活動部門と連携し、東京都社会福祉協議会が進める「課題発見・解決志向型の地区社協モデル事業」に協力するとともに、介護福祉士国家試験対策として、地域福祉活動部門が実施する福祉人材育成事業との連

携による勉強会の開催やボランティアセンターと連携して入門講座を行うなど、福祉人材の育成に努める。

(1) 指定管理事業

ア 通所介護事業及び介護予防通所介護事業

要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

イ 認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業

認知症等により要介護等の状態にある高齢者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、孤立を予防し、その居宅において最大限の能力を活かし、日常生活を過ごすための支援(通称 ほのぼの)を行う。

(自立支援入浴サービス事業)

(2) 居宅介護支援事業(法人独自事業)

介護認定を受けた要介護(要支援)高齢者を対象に、利用者の心身の状況や環境等に応じて、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画の作成を行う。また、サービス事業者等とのサービス提供調整及び給付管理等を行う。

(3) 介護予防支援事業(法人独自事業)

介護認定を受けた要支援高齢者を対象に、介護予防支援計画の作成、サービス事業者とのサービスの提供調整及び給付管理等を行う。

(4) 地域包括支援センター事業(市受託事業)

ア 地域包括支援センター運営事業

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等を配置し、総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を行う。また、地域包括支援ネットワークの構築や介護者の会等の開催、災害時等要援護者支援業務を行う。その他の業務として、介護保険の申請代行等利用者の利便を図るとともに、住宅改修等への助言や助成申請の理由書の作成、緊急通報システム等の申請代行や調査書の作成を行う。

イ 介護予防コーディネート事業

介護予防を目的に知識の獲得のための講座と体操等の運動を組み合わせた介護予防教室等を通して介護予防の啓発を行い、要介護状態への予防や健康の維持増進を図る。

ウ 要介護認定調査事業

介護保険の更新及び区分変更申請に伴う認定調査を行う。

エ 高齢者住宅管理業務

高齢者住宅（八幡町、押立町は新規受託）に居住する高齢者が安心安全な生活が営めるよう住宅の維持管理を行う。

オ ひとり暮らし高齢者等地域支援事業

見守りが必要な高齢者やその家族に、地域社会との関係構築の機会を提供するとともに、要援護高齢者等を支援する市民、団体や施設の関係者等を支援し、相互の信頼関係の醸成を行う。

(5) その他市受託事業

ア 介護予防推進事業

65歳以上の介護認定を受けていない市民を対象とする介護予防健診の結果、介護予防専門教室の参加が必要であると判断された方を対象に、元気アップ教室・健口アップ教室・脳力アップ教室・メンズ体操教室・レディース体操教室を行う。

イ 地域デイサービス事業（ほっとサロン）

介護保険サービスを利用していない高齢者が、週1回集まり、体操や茶話会を通して交流し、ほっとできる場づくりを支援する。

ウ 訪問食事サービス事業

地域包括支援センターのアセスメントやモニタリングを通して、身体的・精神的機能低下により安否確認の必要性が高いと判断された高齢者を対象に、その居宅へ定められた期間、安否確認とともに夕食を届ける。

(6) その他の社会福祉事業（法人独自事業）

ア 介護福祉士国家試験対策勉強会

実務経験のみで受験できる最終年度の介護福祉士国家試験に向け、社会福祉士会等福祉団体の協力の基に、当協議会の地域福祉活動部門が行う福祉人材育成事業と連携して勉強会を行う。

イ ボランティア入門講座の実施

しみずがおかサービスセンターの通所介護事業等地域のボランティアの養成及び支援を行うため、ボランティアセンターと連携して入門講座を行う。

4 は～もにい運営事業

(1) は～もにい運営事業

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

ア 喫茶コーナーの運営

飲料及び軽食等を販売する。

イ 販売コーナーの運営

市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。

(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業（市受託事業）

ア 就労訓練

障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を習得するための就労訓練を行う。

イ 施設管理業務

障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

5 ケアサポートセンター事業（介護保険事業等）

(1) 訪問介護事業

ア 訪問介護事業

市内に居住する介護保険法の要介護認定者に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、身体介護・生活援助等のサービスを提供する。

イ 予防訪問介護事業

市内に居住する介護保険法の要支援認定者に介護予防の観点から訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、生活援助等のサービスを提供する。

(2) 居宅介護支援事業

ア 居宅介護（予防）支援事業

市内に居住する介護保険法の要介護（要支援）認定者に居宅介護（予防）支援計画の作成をはじめ、事業者との連絡調整及び給付管理等の居宅介護（予防）支援事業（ケアプランの作成）を実施する。

イ 要介護認定調査事業

更新及び区分変更申請に伴う認定調査を行う。

(3) 独自事業

ア さわやかサービス事業

介護保険法で定める訪問介護及び障害者総合支援法の障害福祉サービス事業において、適用外となるサービスや不足するサービス等、生活全般にわたる援助を行う。

(4) 居宅介護事業等

ア 障害者等居宅介護事業

市内に居住する障害者総合支援法の受給決定者を対象に、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう居宅介護を行うホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助等のサービスを提供する。

イ 同行援護事業

外出が困難な視覚に障害がある方を対象に移動支援（ガイドヘルプサービス）を行う。

ウ 地域生活支援「移動支援」事業

外出が困難な障害のある方を対象に移動支援（ガイドヘルプサービス）を行う。

6 応急小口資金貸付事業

(1) 応急小口資金貸付事業

低所得者世帯の不時の僅少な出費等によって通常生活に困窮し、必要な資金を他から借り入れることが困難な世帯主に資金の貸付けを行う。

(2) 短期貸付事業

生活保護法による被生活保護世帯で、保護開始後の最初の生活保護費を支給されるまでの世帯主に、福祉事務所長の要請により資金の貸付けを行う。

7 歳末たすけあい運動事業

(1) 歳末たすけあい運動

市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施する。

(2) 歳末たすけあい見舞金の贈呈

低所得世帯に歳末たすけあい見舞金を贈る。

II 公益事業

1 ふれあい会館管理運営事業受託事業

(1) 指定管理事業

ア 会議室等施設の貸出し

市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図られるよう会議室等施設の貸出しを行う。

イ 施設管理業務

会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

(2) 府中市立ふれあい会館施設使用料收受事務（市受託事業）

府中市立ふれあい会館会議室及び器具の使用料收受事務を行う。

III 収益事業

1 販売事業

(1) 清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。

IV その他の事業

1 その他の事業

(1) 赤い羽根共同募金に協力する。

(2) その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する。